

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月30日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

広島県公安委員会規則第6号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成20年7月1日から施行する。